

(当館仮訳)

駐日本国大韓民国大使館作成の「韓国入国に関するご案内(2022年3月14日現在)」

## 1. 韓国入国後の隔離免除に関するご案内

**(1) 予防接種完了者：予防接種歴が確認されたら隔離が免除されます。**

※ 隔離免除除外国（パキスタン、ウズベキスタン、ウクライナ、ミャンマーの4か国）からの入国者については、予防接種完了者でも隔離措置が適用されます。

※ 満6歳未満については、同伴入国する親が予防接種完了により隔離免除の適用を受ける場合限り、隔離免除が適用されます。

※ **隔離免除とは別途の措置として、全ての入国者はPCR陰性確認書（出発日0時基準で48時間以内）を提示しなければなりません。**

※ 予防接種完了による隔離免除者は、入国後の移動につき、公共交通機関の利用が可能となります。

### 【予防接種完了の基準】

- WHO緊急承認ワクチン（注1）だけが認められます。2次接種日（ヤンセンは1回）から14日～180日以内の方や3次接種を受けた方（有効期間なし）が対象になります。

（注1）WHO緊急承認ワクチン：ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ヤンセン、ノババックス、シノファーム、シノバック、コビーシールド、コバクシン、コボバックス

### 【隔離免除を受けるには】

- 入国前に検疫情報事前入力システム（以下「Q-CODE」）に検疫情報を入力する必要があります。発給された2次元コードを検疫官に提示してください。

※ 「Q-CODE」：<https://cov19ent.kdca.go.kr/cpassportal/>

※ **外国人でも入力できます。**

※ 入力方法等の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

※ 更新情報は疾病管理庁ホームページ([ncov.mohw.go.kr](http://ncov.mohw.go.kr))からご確認、お問い合わせは疾病管理庁（電話番号：1339）へご連絡ください。

### 【隔離免除対象者の区分】

- 国内登録予防接種完了者（注2）：**3月21日から**隔離免除

（注2）韓国国内外で予防接種を完了し、接種履歴をコロナ19予防接種証明システム（以下「COOV」）から確認できる方

※ 「COOV」：<https://ncv.kdca.go.kr/menu.es?mid=a1250100000>

※ 海外で接種を受けた方でも、韓国国内の保健所にて既に接種歴を登録した場合には、国内登録予防接種完了者となります。

※ 国内登録予防接種完了者は「Q-CODE」から接種履歴を検索できます。

- 国内未登録海外予防接種完了者（注3）：2022年4月1日から隔離免除

（注3）海外で接種を受けた方で、接種履歴を登録していなく「COOV」から確認できない場合

※ 国内未登録海外予防接種完了者へは、「Q-CODE」に自ら接種履歴を入力、証明書を添付するなどの手続きが求められます。

## **(2) 予防接種未完了者**

- 韓国人及び長期滞在外国人：自主隔離7日間

※ 移動手段：自家用車または防疫交通網を利用

==> 4/1（金）からは、未接種者でも公共交通機関を利用できます。

※ PCR陰性確認書の未提示または基準に準じない場合：5日間の施設隔離（入所費用は自己負担）後、2日間の自主隔離

- 短期滞在外国人：施設隔離7日間（入所費用は自己負担）

※ PCR陰性確認書の未提示または基準に準じない場合：上陸拒否

## **2. PCR陰性確認書の提出に関するご案内**

詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。